算式

$$A + \frac{(B - A) \times 4}{5}$$

算式の符号

A　普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（平成25年総務省令第72号）による改正前の普通交付税に関する省令（以下「平成25年改正前の省令」という。）第11条第1項第1号㈡(2)の規定により算定した平成24年度分の数と同一の数（ただし、平成24年4月2日以後に行われた合併に係る新市町村にあつては、当該市町村が平成24年4月1日以前に存在したものと仮定して平成25年改正前の省令第11条第1項第1号㈡(2)の規定の例により算定した平成24年度分の数に相当するものとして総務大臣が通知した数とする。）

B　第11条第1項第1号㈡(2)の規定により算定した数

（市町村の「地域振興費」の投資補正係数の算定方法の特例）

第九条　平成二十八年度に限り、附則別表第三に掲げる市に係る「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものの投資補正係数の算式の符号Bは、第十二条第三項の規定にかかわらず、次の算式によつて算定した率とする。

［同左］

第九条の二　平成二十八年度に限り、附則別表第三の二に掲げる市に係る「地域振興費」のうち面積を測定単位とするものの投資補正係数は、第十二条第四項の規定により算出した率に、同表の「率」の欄の率を加えた率とする。

（都道府県の「地域振興費」の投資補正係数の算定方法の特例）

第九条の五　平成二十八年度に限り、都道府県の「地域振興費」の投資補正係数は、第十二条第三項の規定により算定した率に、次の算式によつて算定した率（特別の定めがある場合を除くほか、当該率又は当該率の算定の過程に小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた率とする。

算式

$$(B \times \underline{3{,}978{,}000}) \ / \ A$$

算式の符号

A　測定単位の数値

B　次の算式によつて算定した率（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$$\{(\gamma \ / \ \delta) \times 100\} \times (1 \ / \ 3.1)$$

$$\{(\gamma \ / \ \delta) \times 100\}$$ に小数点以下1位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

γ　内閣府が作成した県民経済計算年報（平成28年版）の「4．県民総生産（支出

（市町村の「地域振興費」の投資補正係数の算定方法の特例）

第九条　平成二十九年度に限り、附則別表第三に掲げる市に係る「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものの投資補正係数の算式の符号Bは、第十二条第三項の規定にかかわらず、次の算式によつて算定した率とする。

［略］

第九条の二　平成二十九年度に限り、附則別表第三の二に掲げる市に係る「地域振興費」のうち面積を測定単位とするものの投資補正係数は、第十二条第四項の規定により算出した率に、同表の「率」の欄の率を加えた率とする。

（都道府県の「地域振興費」の投資補正係数の算定方法の特例）

第九条の五　平成二十九年度に限り、都道府県の「地域振興費」の投資補正係数は、第十二条第三項の規定により算定した率に、次の算式によつて算定した率（特別の定めがある場合を除くほか、当該率又は当該率の算定の過程に小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた率とする。

算式

$$(B \times \underline{3{,}795{,}000}) \ / \ A$$

算式の符号

A　測定単位の数値

B　次の算式によつて算定した率（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$$\{(\gamma \ / \ \delta) \times 100\} \times (1 \ / \ 3.1)$$

$$\{(\gamma \ / \ \delta) \times 100\}$$ に小数点以下1位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

γ　内閣府が作成した県民経済計算年報（平成29年版）の「4．県民総生産（支出